提出された意見の概要とそれに対する議会の考え方

案 件 名:あきる野市議会基本条例

募集期間: 平成27年4月6日(月)から平成27年4月20日(月)まで

意見等提出件数: 3件 意見等提出人数: 3名

項目	意見の概要	議会の考え方
前文		
わたしたちのまちあきる野市	「五日市憲法草案」が挙げられ	
は、東京都の多摩西部に位置し、	ている点は良いと思いますが、	
山紫水明で多彩な文化や郷土芸	「五日市憲法草案」の優れた点に	
能が息づく田園都市として発展	ついて具体的に言及した方が良	
してきました。歴史的には自由	いと思います。「五日市憲法草案」	
民権運動が花開いた明治期に	の卓越した点のひとつは、地方自	
「五日市憲法草案」が編まれ、	治の独立を規定した条文が盛り	
民主的な自治の精神や伝統を引	込まれていることです。市議会の	
き継ぎながら発展を遂げてきま	精神にも通じるものだと思いま	
した。	す。	
あきる野市政は、市民により	議会基本条例を最初に制定し	
選ばれた議員で構成する議事機	た議会として有名な北海道栗山	
関である市議会と、同じく市民	町と、東京都多摩市の条例の前文	
により選ばれた執行機関である	を読むと、条例制定に込めた議会	
市長との二元代表制で運営さ	の気概が感じられます。それに比	
れ、市議会は多様な市民の声を	べ、残念ながらあきる野市議会の	
反映し、あきる野市にとって最	条例案の前文からは、そうした意	
良の意思を決定することで、市	気込みが伝わってきません。	
民福祉の向上や市勢のさらなる	「不断の議会改革に努め」「日本	
発展を目指していく使命が課せ	国憲法に定める地方自治の本旨	
られています。	の実現」「市民の負託に応え」と	
ここに、あきる野市議会は、	良いことが書かれているのだが、	
先人が築いた歴史と伝統を受け	今一つ「議会改革」への大きな意	
継ぎ、これに安住することなく	気込みが届いてこない。例えば、	
不断の議会改革に努め、日本国	「政治不信が広がり、政治への市	
憲法に定める地方自治の本旨の	民の関心が薄れている現在、足も	
実現を目指すとともに、市民の	との市議会から「市民に開かれた	
負託に応えていくことを決意	議会」「市民とともに進める市政」	
し、市議会の最高規範となる「あ	を目指して議会改革を進めてい	
きる野市議会基本条例」を制定	く必要があります。」というよう	
します。	な一文を入れることにより、何故	
	「条例」を定めようとするのかが	
	示されると思う。	
	「前文」の記述の中に「・・・「五	ご意見を参考に「「五日市憲法草
ĺ	日市憲法草案」が編まれ、民主的	案」が編まれ、」を「「五日市憲

な自治の精神や伝統を引き継ぎ 法草案」が編まれた地であり、」

ながら発展を遂げてきました。」と修正しました。 とありますが、「・・・「五日市 憲法草案」が編まれた地であ り、・・・」としたほうが適当で はないかと思いました。

いったいどういう経緯から今 回「基本条例」を制定しようとい うことになったのか、そのことが もう少し分かりやすく「前文」の 中に盛り込まれたほうがよいの ではないかと思いました。「前文」 最後の段落に「ここに、あきる野 市議会は、・・・」という文章で 「決意」ということが書かれてい ますが、これだけでは抽象的でな ぜ今「基本条例」を作るに至った のかということが良く分からな いのではないかと思います。

(議会の活動原則)

第3条 議会は、次に掲げる原 則に基づき活動します。

- す。
- (2) 議決責任を深く認識し、 市民に対して積極的な情 報公開に取り組むととも に、説明責任を果たしま す。
- (3) 自由闊達な討議を行い、 市政の課題に関する論点 及び争点を明らかにする よう努めます。
- 策立案等の強化に努めま す。

(1)「市民に開かれた議会」に「今後の取組の参考とさせていた (1) 公正性及び透明性を確 関してこれは、民主的な議会の基 だきます。 保するとともに、市民に一本原則として非常に重要なこと 開かれた議会を目指しましたと認識しています。このことに ついては、抽象的な文言だけでは なく、どのように具体化していく のかということがきわめて重要 であり、そのための具体的な仕組 みやプロセスのようなものが市 民に分かりやすく示されること が大切なことのように思います。 「市民に開かれた議会」のひとつ のイメージは"必要に応じていろ いろな場面で市民が意見を出せ る議会"ではないかと考えます。

意見を基に政策提言、政「て近年、何回か本会議、委員会を」だきます。 傍聴しました。その数少ない体験 からは、議会というのは自由な討 議、充分な討議の場、時間がほと んどないように感じ、違和感をも ちました。様々な重要な課題に向 きあっていく上で、自由で充分な

(4) 把握した市民の多様な (3) 「自由闊達な討議」に関し | 今後の取組の参考とさせていた

	討議というのは必要欠くべから ざるものだと思いますので、「自 由閣達な討議」を行うことはとて も大切なことだと考えます。 (4) 把握した市民の多様な意 見を基に政策提言、政策立案等の 強化に努めます。 上記にある「把握した」という 言葉が気になります。「把握する」 という意味であり、「議会(議員)がしっかり理解した意見を基に かりっかり理解した意見を基に の表現には、広く市民の声をすくいとする努力や、大きな声を真摯に聴こうという 姿勢が感じられません。 栗山に把握できる市民の声だけ を聞くのでも多く、少しでも多く や、少しでも多工 は、聞くの声を聞こうという を努力が感じられます。あきる や努力が感じられます。あきる や努力が感じられます。あきる や努力が感じられます。あきる や努力が感じられます。あきる を努力が感じられます。あきる を努力が感じられます。あきる を努力が感じられます。あきる を対しても、ということになります。あきる を対しているというというという を関したが感じられます。あきる を対しているといると、とする を関しているというというといる を関しているといるといるといるといると、とする を関しているといるといるといるといるといるといるといるといるといるといるといるといるとい	今後の取組の参考とさせていただきます。
	のような姿勢を示していただき	
	たいと思います。	
(議員の活動原則)		
第4条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動します。		
(1) 議会が言論の場である		
こと、及び合議制の機関であることを認識し、議		
員間の自由な討議を重ん		
じます。		
(2) 市政の課題全般について市民の意見を的確に把		
握するとともに、自らの		
資質の向上に努めます。	(0)	>-
(3) 議会の構成員として、 一部の団体及び地域の代	(3) とてもよい原則だと思いました。	逐条解説第4条で議員の3つの 活動原則についてお示ししまし
表にとどまらず、市民全		た。
体の奉仕者及び代表者と		
してふさわしい活動を		

し、市民福祉の向上を目 指します。

(市民と議会との関係)

- 第6条 議会は、会議を原則公 開とします。
- 2 議会は、本会議並びに常任 委員会、議会運営委員会及び 特別委員会(以下「委員会」 等を聴き、議会の政策形成に 反映するよう努めます。」 反映するよう努めます。
- 柔軟に対処するため、市民と の意見交換の場を設けること ができます。

「第6条 議会は、会議を原則公 開とします。

2 議会は、本会議並びに常任委 員会、議会運営委員会及び特別委 員会(以下「委員会」といいます。) といいます。)において、公園において、公聴会制度及び参考人 聴会制度及び参考人制度を十一制度を十分に活用して、市民等の 分に活用して、市民等の意見|意見等を聴き、議会の政策形成に

「原則公開」となっていますが、 | 逐条解説第6条でお示ししまし 3 議会は、市政の課題全般に どのような場合が非公開になる のかが分かりません。また、肝 心の「公聴会制度」や「参考人制」逐条解説第6条の用語解説でお 度」がどのような制度かが分から ず、具体的にどの程度意見が反映 されるのかが、分かりません。

> 栗山町、多摩市では、第3章に 当たる章を「町民参加及び町民と の連携」「市民とともに考え、行 動する議会(議会への市民参画) (情報共有と市民意見の把握) | というように、もっと積極的な表 現になっています。

> そして、多摩市では、議会は、 原則としてすべての会議(議長等 が正式に招集したものをいいま す。) を公開するものとし、あら かじめ市民に周知するよう努め なければなりません。なお、公開 しない場合については、その理由 を明らかにしなければなりませ λ_{\circ}

となっています。

あきる野市議会においても、 「非公開の場合はその理由を明」た。 かさなければならない」という一 文を入れてください。

また、栗山町、多摩市共に、町 民、市民からの請願および陳情を 「政策提案」として位置付けるこ

た。

示ししました。

逐条解説第6条でお示ししまし

とが明記されています。

願や陳情を市民の政治参加の一 つとして、もっと重視する姿勢 を、条例の中に示してください。 また、「市民と議会の関係」に おいて、下記の栗山町の条文をぜ ひ参考にしてください。

「議会は、重要な議案に対する各 議員の態度を議会広報で公表す る等、議員の活動に対して町民の 評価が的確になされるよう情報 の提供に努めるものとする。」

現在のあきる野市議会では、ど | 今後の取組の参考とさせていた の議員がどの議案に賛成したの「だきます。 か反対したのか、採決の結果さえ 明らかにされていません。基本条 例の制定にあたって、ぜひ、改革 してください。

第3項「市民と・・・設けること ができます。の部分は、「・・・ 設けるように努めます」と、積極 的な意志を示してほしい。

第3項「・・・市民との意見交換 | 逐条解説第6条第3項でお示し の場を設けることができます。」 とありますが、「意見交換の場」 とはどういうものなのか、制度や 仕組みとしてあるならば、もう少 し具体的に示してほしいと思い ます。また「意見交換の場を設け ること」は市民のほうから求める ことはできないのでしょうか。そ れができるのならば、さらに良い のではと思いました。「意見交換 の場」というのは、「市民に開か れた議会」にとって、とても重要 な部分だと思いますので、もう少 し丁寧に示していただけたらと 思います。

あきる野市議会においても、請 | 逐条解説第6条でお示ししまし

ご意見は承ります。

しました。今後、広報広聴委員会 等で検討してまいります。

(広報広聴特別委員会) 第8条 議会は、広報広聴機能 の充実のため、議員で構成す る広報広聴特別委員会を設置 します。	「広報広聴機能の充実」と言う文 言ももう少し内容を分かりやす く書いてほしいと思いました。	名称を広報広聴特別委員会から 広報広聴委員会に変更しました。 詳細は、逐条解説第8条でお示し しました。
(パブリックコメント) 第9条 議会は、基本的な政策、 施策、計画等の策定に当たり、 パブリックコメントを行うこ とができます。	「パブリックコメントを行うことができます。」の部分は、「パブリックコメントや説明会を行うことを原則とします」としてほしい。「基本的な政策」等を策定する際には、市民との意見交換は当然だと思う。細々としたことは内部で処理するとしても、重要な施策決定には、「選挙で選ばれた代表なんだから」という理屈ではなく、より良い意見が出てくる可能性を考えて、謙虚に一般市民の声を聞くべきだ。	下「政策等」といいます。)を策定するに当たり、パブリックコメン
(文書による質問) 第11条 議会は、市長等に対し、文書により質問を行い、 文書による回答を求めることができます。 2 文書による質問の手続に関し必要な事項は、別に定めます。	の部分。文書質問、文書回答についての条文を作るのは良いことだと思う。但し、「議会は」は「議	逐条解説第11条でお示ししました。
(議決責任) 第16条 議会は、議決責任を 深く認識し、議案等の議決又 は意思決定若しくは政策決定 を行ったときは、市民に対し て説明する責務を有します。		今後の取組の参考とさせていた だきます。

(定例会の回数及び会期)

- 第19条 議会は、主導的かつ の回数を年1回とし、その会 期は、通年とします。
- 2 議会の会期を通年とするこ とに関し必要な事項は、別に 定めます。

機能的に活動するため定例会 | 方次第で、確かに「機能的」にな | ると思うので良いと思うが、なぜ 通年制を採用するのか、今までの 「年4回会期制」とどう違うのか の説明がないので、確信をもって 賛成とは言えない。実際にやって みて検証し、問題があれば修正す ることも考えてほしい。

「会期通年制」については、やり | 逐条解説第19条でお示ししま した。

(議員間の自由討議)

員間の自由討議に努め、議論 を尽くします。

(政策等の立案及び提言)

び改廃、議案の修正、決議等 を通じて市長等に対し、政策 等の立案及び提言を行いま す。

を発揮するため、積極的に議 の自由討議に努め、議論を尽くし だきます。 ます。」、

第22条にも、「・・・議員間の 自由討議を進め、・・・」とあり、 第22条 議会は、議員間の自 すばらしいことだと思うのです 由討議を進め、条例の制定及が、問題はそれをどのように保障 するのかということです。ですか ら、これらの箇所には、どのよう に自由討議の時間、場などを保障 するのかということを含めた記 述が必要ではないかと思いまし た。

第21条 議員は、議会の機能|第21条には、「・・・ 議員間|今後の取組の参考とさせていた

(委員会の運営)

- 専門性及び特性を生かした適 切な運営に努めます。
- の課題について、議案等の審 査、所管事務等の調査及び政 策等の提言を行うよう努めま す。

門性及び特性を生かした適切なお示ししました。 運営に努めます。

2 委員会は、所管に係る市政 2 委員会は、所管に係る市政の 課題について、議案等の審査、所 管事務等の調査及び政策等の提 言を行うよう努めます。

> 上記の条文には、市民の意見を 反映させることについての言及 がなく、委員会が閉鎖されたもの であるかのような印象を受けま

> 委員会について、栗山町および 多摩市の条例を参考に、委員会に 市民の意見を反映させる条文を 入れてください。

委員会では、実質的な議員間の意 だきます。 見調整は「休憩時間」におこなわ れ、傍聴している市民の側からす るとたいへん違和感があります。 委員会によっては、別室でおこな われる場合もあり、傍聴者を軽視 していると言わざるを得ません。 基本条例の制定にあたっては、傍 聴者の前で十分な議論を尽くせ るように改革すべく、その点を条 例の中で明文化してください。

この条文を補強するために、第3 項として次の条文を設けてほし い。「3 請願および陳情は、市 民からの重要な政策提言等と受 け止め、適切かつ誠実に審議しま す。」

第24条 委員会は、委員会の | 第24条 委員会は、委員会の専 | 逐条解説第6条及び第24条で

また、現在のあきる野市議会の | 今後の取組の参考とさせていた

ご意見は承ります。